

第9章 障害福祉事業課

1 障害者虐待をなくすための取組の推進

(1) 障害者虐待防止法に係る取組

障害者虐待防止法に基づき、虐待の未然防止や早期発見、適切な対応を図るため、虐待対応の窓口として、「県障害者権利擁護センター」を設置し、使用者からの虐待に係る通報・届出の受理を行うほか、各市町村が設置している「市町村障害者虐待防止センター」で受理する養護者及び障害福祉施設従事者等からの虐待に係る通報・届出への対応について、情報提供や助言を行う等、市町村及び関係機関と連携を取りながら適切な対応を図る。

また、市町村や障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施するほか、県民向けに虐待防止に関する広報啓発に努めている。

2 障害者総合支援法に基づく障害保健福祉事業

障害保健福祉施策は、ノーマライゼーションの理念に基づいて平成15年度から導入された支援費制度により充実が図られたが、制度上の様々な問題が指摘されていたことから、こうした課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定された。平成18年4月、障害者自立支援法が施行され、全国共通の障害福祉サービス制度は、利用者個人に給付される「自立支援給付」と、市町村サービスとして提供される「地域生活支援事業」に再編された（表1）。

自立支援給付の自立支援医療及び福祉サービスの居宅支援事業については平成18年4月から、自立支援給付の補装具及び福祉サービスの施設（訓練等）サービス並びに地域生活支援事業については、同年10月から新制度として施行された。

その後、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が国会で可決されたことに伴い、障害者自立支援法及び児童福祉法が改正（平成24年4月1日施行）された。

更に、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変わり、平成25年4月1日（一部平成26年4月1日）に以下のように施行された。

そして、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部法改正された。

(1) 障害者総合支援法の基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

(2) 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病を加える。

(3) 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

(4) 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（肢体不自由に加え、知的障害又は精神障害を対象に加える。）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している障害者に加え、保護施設、矯正施設等を退所する障害者を対象に加える。）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

(5) サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本方針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を策定するにあたって、障害者等のニーズ把握等行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められているよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

(6) 平成30年改正（施行期日 平成30年4月1日（一部平成28年6月3日））の概要

ア 改正の趣旨

- ① 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実
- ② 高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し
- ③ 障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
- ④ サービスの質の確保・向上を図るための環境整備

イ 改正点（障害者総合支援法）

- ① 重度訪問介護の訪問先の拡大
- ② 就労定着支援の創設
- ③ 自立生活援助の創設
- ④ 指定事務受託法人制度の創設
- ⑤ 国民健康保険団体連合会への給付費の審査の委託
- ⑥ 補装具費の支給範囲の拡大
- ⑦ 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大
- ⑧ 障害福祉サービス提供者の情報公表制度の創設

ウ 改正点（児童福祉法）

- ① 居宅訪問型児童発達支援の創設
- ② 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③ 障害児福祉計画の作成
- ④ 医療的ケア児に対する関係機関の連携
- ⑤ 指定事務受託法人制度の創設
- ⑥ 国民健康保険団体連合会への給付費の審査の委託
- ⑦ サービス提供者の情報公表制度の創設

事業区分	サービス種別	サービス内容
個別給付	居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方を対象に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している方に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、外出時に同行し、移動時に必要な視覚的情報の提供（代筆、代読を含む）をするとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。
	短期入所	居宅においてその介護を行うものの疾病、その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護、その他の必要な支援を提供する。
	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供する。
	生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活上向上のために必要な支援を提供する。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する障害者を対象に、夜間、施設において入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供する。

事業区分	サービス種別	サービス内容
福祉サービス (訓練等給付)	自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を提供する。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障害又は精神障害を有する障害者を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営む為に必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を提供する。
	就労移行支援	生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。
	就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づく生産活動、その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援の提供を行う。
	就労継続支援 (B型)	雇用契約に基づかない生産活動、その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援の提供を行う。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関、その他の者との連絡調整や指導・助言等の支援を提供する。 【平成30年4月新設】
	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の支援を提供する。
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。【平成30年4月新設】
相談支援	計画相談支援	①サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。
	障害児相談支援	②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)、サービス事業者等との連絡調整を行う。
	地域相談支援	施設入所・精神科病院入院者を対象とした地域移行支援計画を作成し、また居宅において単身で生活している障害者等には常時の連絡体制の確保・緊急時の支援を行う。
補装具		障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの、義肢、装具、車いすなどの購入及び修理について費用を支給する事業。

(7) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの現況は次のとおり。(表2)

表2 障害福祉サービスの現況

給付区分	サービス種別	事業所数	時点
介護給付	居宅介護	1,020 事業所	令和5年4月1日
	重度訪問介護	909 事業所	令和5年4月1日
	行動援護	55 事業所	令和5年4月1日
	同行援護	306 事業所	令和5年4月1日
	短期入所	284 事業所	令和4年4月1日
	療養介護	6 事業所	令和4年4月1日
	生活介護	476 事業所	令和4年4月1日
	施設入所支援	89 事業所	令和4年4月1日
訓練等給付	自立訓練	82 事業所	令和4年4月1日
	就労移行支援	152 事業所	令和4年4月1日
	就労継続支援	574 事業所	令和4年4月1日
	就労定着支援	93 事業所	令和4年4月1日
	共同生活援助(グループホーム)	590 事業所	令和4年4月1日
	自立生活援助	23 事業所	令和5年4月1日
その他の給付	地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	243 事業所	令和5年4月1日

(8) 地域生活支援事業

ア 県地域生活支援事業

県地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、市町村では対応の難しい広域的な事業、障害福祉サービス及び相談支援の質の向上のための人材養成が位置づけられている。

専門性の高い相談支援事業としては、発達障害者支援センター運営事業、広域的な支援事業としては、相談支援体制整備事業、人材養成事業としては、相談支援従事者、サービス管理責任者など事業従事者向けの研修や、障害支援区分の認定調査員や審査会委員の研修等を行っている。(表3)

イ 市町村地域生活支援事業

地域の実情や利用者の特性に応じて、身近な地域において障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要なサービス提供を行っている。(表3)

表3 地域生活支援事業に位置づけられている主な事業

区分	事業名	事業内容	
地域生活支援事業	県事業	発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者に対して早期発見、早期支援、継続的支援を行なうため、支援に携わる関係者の理解促進や専門性の向上、また支援体制づくりを行う事業。
		相談支援体制整備（アドバイザー派遣）事業	市町村、圏域ごとの地域における相談支援体制を整備していくために、県で登録したアドバイザーが、地域の要請に応じて地域に出向き、困難事例の解決のための指導・助言や、専門的・広域的な障害特性の啓発等を行う事業。
		その他事業	就労促進のための事業、広域的な人材養成等を行う事業など。
	市町村事業	相談支援事業	障害のある人、その保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う事業。
		成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である知的または精神障害者に対し、権利擁護を図るために補助を行う事業。
		意思疎通支援事業	視覚・聴覚・言語等に障害がありコミュニケーションに支障がある人やその家族等に対して、手話通訳の派遣や要約筆記などの支援を行う事業。
		日常生活用具給付等事業	重度障害児・者に対し、日常生活用具を給付又は貸与する事業。 （給付例）ストーマ装具等 （貸与例）福祉電話、ファックス等
		移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す事業。
		地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業。
		その他の事業	日中一時支援事業や福祉ホームなど、市町村の判断により、障害者の社会参加に資する事業など。

3 地域・生活支援の充実

在宅障害者の福祉施策としては、障害者自身の自立支援と生きがいの高揚をめざした各種相談、指導事業及び心身機能の回復援護事業をはじめとし、介護にあたる家庭への援護対策や経済援助などの事業を実施している。

(1) 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等に対し、地域の障害児（者）施設等が備えている専門的な療育機能を活用して、次の事業を実施している。

- ・訪問療育相談・支援及び外来療育相談・支援事業

在宅の障害児等及びその家族に対し、外来・訪問の方法により、障害に関する各種の相談に応じるとともに、家庭療育に関する助言・指導を行っており、指導の実績に応じて県から委託費を支弁している。

- ・施設支援指導事業

障害児通所支援及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、理学療法士、臨床心理士等の専門的職員による在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導を行う。

表4 療育支援の状況 (令和2年度実績)

種別	件数	委託費
訪問相談	127件	1件あたり4,030円
訪問療育	701件	1件あたり5,690円
外来相談	415件	1件あたり1,470円
外来療育(個別)	21,442件	1件あたり2,300円
外来療育(集団)	577件	1件あたり6,900円
施設支援指導	474件	1件あたり16,100円

(2) 千葉県発達障害者支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)(以下「発達障害者等」という)に対する支援を総合的に行うため、発達障害に関する各般の問題について発達障害者等及びその家族からの相談に応じ、

適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により地域における総合的な支援体制整備を推進し、福祉の向上を図ることに努めている。

平成14年度に設置した「千葉県発達障害者支援センター」(所在地:千葉市)及び平成18年度に設置した「千葉県発達障害者支援センター(東葛飾)」(所在地:我孫子市)において、地域において支援に携わる関係者の発達障害に関する理解促進と、専門性の向上への支援、支援連携体制づくり等に重点を置いて事業を実施している。(表5)

表5 令和4年度事業実績

事業内容	実施状況	
	実支援人数	延支援件数
1. 相談・発達支援	1,047	2,065
2. 相談・就労支援	95	319
3. 地域住民等に対する普及啓発	作成件数 3	実施回数 3
4. 関係施設等に対する普及・啓発及び研修	実施回数 105	延参加人数 5,357
5. 関係施設等の連携	実施回数 9	参加回数 11
6. 職員の研修派遣	参加回数 10	

(3) 居住の場の充実

ア 障害者グループホーム

地域で生活する障害者に対し、住居を提供し、日常生活における援助等を行うことにより、地域における自立生活を支援する。知事が事業所の指定(千葉市、船橋市、柏市、我孫子市は市長が指定)を行い、国・県・市が費用を支弁している。(表6)

表6 障害者グループホーム概況 (令和4年3月31日現在)

年度	事業所数	住居数	定員	備考
令和元年度	411	1,305	6,286名	令和2年3月末現在
令和2年度	478	1,539	7,472名	令和3年3月末現在
令和3年度	570	1,805	8,863名	令和4年3月末現在

イ 障害者生活ホーム

独立した生活を求めている知的障害者に居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、社会参加の促進を図る。(表7)

表7 障害者生活ホームの概況 (令和4年3月31日現在)

年 度	ホーム数	定 員	備 考
令和元年度	37	142名	令和2年3月末現在
令和2年度	36	137名	令和3年3月末現在
令和3年度	36	137名	令和4年3月末現在

ウ 精神障害者ふれあいホーム

精神科病院に社会的理由で継続入院している精神障害者や独立した生活を求めている精神障害者に対し、地域の中で居室等を提供し日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、社会参加の促進を図る。(表8)

表8 精神障害者ふれあいホームの概況 (令和4年3月31日現在)

年 度	ホーム数	定 員	備 考
令和元年度	0	0名	令和2年3月末現在
令和2年度	0	0名	令和3年3月末現在
令和3年度	0	0名	令和4年3月末現在

エ 障害者グループホーム等支援事業

障害者グループホーム等のバックアップ体制の充実強化を図るため、中核地域生活支援センター等に支援ワーカーを配置し、新規開設支援や事業者に対する運営相談支援などのほか、地域におけるグループホーム等の支援体制の整備を行う。(表9)

表9 障害者グループホーム等支援ワーカーの現況 (令和4年4月1日現在)

年 度	支援ワーカー数	配置障害保健福祉圏域
令和2年度	12名	習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生・夷隅、安房、市原、君津
令和3年度	12名	習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生・夷隅、安房、市原、君津
令和4年度	12名	習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生・夷隅、安房、市原、君津

(4) 日中活動の場の充実

在宅障害児・者に対する心身機能の回復援護及び療育訓練として、障害児・者施設の専門的療育機能の活用・各通園施設の拡充整備・更生医療・補装具の給付等、各種事業を実施している。

ア 日中活動サービス

障害のある人が日中、生産活動や余暇、生活訓練等を行う事業所。指定状況は以下のとおり。(表10)

表10 障害福祉サービス事業所 (令和4年4月1日現在)

区 分	施 設 数			定 員
	合 計	政令市中核市以外	政令市中核市	
療養介護	6	3	3	642
生活介護	476	341	135	16,610
自立訓練(機能訓練)	10	9	1	610
自立訓練(生活訓練)	72	45	27	1,088
就労移行支援	152	90	62	2,403
就労継続支援A型	109	71	38	1,924
就労継続支援B型	465	331	134	9,667
合計	1,290	890	400	32,944

イ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者が通い創作的活動又は生産活動、交流等を行い、併せて相談や生活支援等を行う比較的規模の小さな施設である。平成18年度から、地域生活支援事業による新たな市町村事業として実施されている。県では、障害者の身近な地域における活動の場を充実させるため、市町村に対して、重度・一般就労・送迎への加算、家賃の補助を行っている。

ウ 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(イ) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

(ウ) 放課後等デイサービス

就学(幼稚園及び大学を除く)している障害児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

(エ) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為の専門的な支援、その他必要な支援を行う。

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

重症の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

表 1 1 障害児通所支援事業所等の設置状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在、県指定分のみ)

区分	サービス種別	事業所数
障害児通所支援	児童発達支援 (内、主たる対象を重症心身障害とする場合)	424 事業所 (23 事業所)
	医療型児童発達支援	5 事業所
	放課後等デイサービス (内、主たる対象を重症心身障害とする場合)	590 事業所 (24 事業所)
	保育所等訪問支援	80 事業所
	居宅訪問型児童発達支援	7 事業所

(5) 在宅サービス

障害者の日常生活の利便を図るため、以下の事業を実施している。

ア 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方を対象に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している方に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、外出時に同行し、移動時に必要な視覚的情報の提供（代筆、代読を含む）をするとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

オ 短期入所

居宅においてその介護を行うものの疾病、その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護、その他の必要な支援を提供する。

なお、知事が事業所の指定を行い、国・県・市が費用の一部を介護給付費として支弁している。

カ 日常生活用具の給付等

重度の心身障害児・者の日常生活を容易にするために必要な日常生活用具の給付や貸与を行うものであり、市町村が地域生活支援事業として実施し、国・県が費用の一部を補助している。

4 施設福祉の充実

近年、障害者支援施設の運営を巡っては、障害者の重度化・高齢化が問題となっており、障害者のライフサイクルの各段階のニーズに合った施設支援のあり方を確立する必要がある。また、どのような障害があっても地域で生活ができるよう通所施設やグループホーム等の施設整備を促進し、地域移行への支援を図る必要がある。また、施設機能を活かし、現時点において地域での支援が困難と考えられる強度行動障害や反社会的な課題を持つ障害者等への支援（緊急避難的な一時支援のあり方を含む）、グループホーム等地域生活の支援をバックアップする役割等を強化していくことも課題となっている。

(1) 障害者支援施設

入所施設である障害者支援施設の設置状況は次のとおりである。(表12)

表12 障害者支援施設の設置状況 (令和4年3月31日現在)

区 分	施設数 (延べ)			定 員	
	うち千葉市	うち船橋市	うち柏市		
障害者支援施設	88	13	4	2	4,647

※ 東京都千葉福祉圏除く

(2) 障害児入所施設

ア 福祉型障害児入所施設

主に知的障害又は自閉症の児童を入所させてこれを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設

イ 医療型障害児入所施設

主に肢体不自由又は重症心身障害のある児童を入所させてこれらを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設

表13 障害児入所施設の概要 (令和5年4月1日現在)

区 分	施設数	設 置 主 体			定 員
		県	市町村	法人	
福祉型障害児入所施設	12	1	-	11	288
医療型障害児入所施設	4	1	1	2	318
計	16	2	1	13	606

(3) 県立施設の設置運営

県立施設として、千葉リハビリテーションセンターがあり、その管理運営については、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団が指定管理者として運営している。(令和5年4月1日現在)

※社会福祉法人千葉県社会福祉事業団が指定管理者として管理運営していた袖ヶ浦福祉センターは令和4年9月に利用者全員の移行が完了し、令和5年3月31日に廃止した。

千葉リハビリテーションセンターは昭和56年4月に開所したものであり、現在はリハビリテーション医療施設(病院)、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、障害者支援施設、補装具製作施設及び高次脳機能障害支援センターから成る複合施設である。

身体に障害を有する方々に、入院・外来診療又は一定期間の入所により、高度の医学的、社会的及び職業的リハビリテーションを総合的に行い、これらの方々の社会復帰及び家庭復帰の促進を図るとともに、県内の同種施設に対する技術的な助言、支援を行う中心的役割を果たしている。

なお、入所・通所等の状況は表のとおりである。(表15)

表15 入所・通所者等の状況

(令和5年4月1日現在)

施設種別	名称	入所者の状況	
		定員	現員
医療型障害児入所施設	愛育園	132	111
医療型児童発達支援センター	児童発達支援センター	※1 16	※2 8
障害者支援施設	更生園	56	32
補装具製作施設		—	—
リハビリテーション医療施設		110	90
合計		314	241
外来部門	令和4年度実績 41,425人 (1日平均 141.4人)		

※1 児童発達支援センターの定員は県の条例上30名であるが、施設のスペース等の関係から実動定員を記載している。

※2 令和4年度の平均利用者数

5 自立と社会参加の促進

国際障害者年以降、障害者福祉の理念として「ノーマライゼーション」の思想が普及し、これまでの施設福祉中心から、在宅福祉、地域福祉、障害者の自立と社会参加へに対応の範囲が広がり、保健医療、労働、教育など障害者を取りまく生活環境の改善が求められるようになってきている。こうした背景を踏まえ、障害者が社会の構成員として、地域で生活できるような諸条件の整備、施策の拡充に努めている。

(1) 就労の促進

障害者の自立を促進するためには、「就労促進」が重要である。障害者の就労対策としては、障害者高等技術専門校での訓練、企業等への就労促進、千葉障害者就労支援キャリアセンターにおける就労支援など、商工労働部において実施している各種施策が中心であるが、健康福祉部においては、福祉サービスとしての就労移行・就労定着に向けた訓練サービス（給付）と、企業において雇用されることが困難な障害者を対象とした就労の支援としての「福祉的就労」の場の確保・充実に努めている。

ア 障害福祉サービス事業所（就労系）

障害福祉サービス事業を行う事業所のうち、就労系のサービスを行う事業所の設置状況は次のとおり。（表16）

表16 障害福祉サービス事業所（就労系）の設置状況（令和4年4月1日現在）

区 分	施設数（延べ）		定 員
	政令中核市以外	政令中核市	
就労移行支援	152	90	2,403
就労継続支援A型	109	71	1,924
就労継続支援B型	465	331	9,667
計	726	492	13,994

※ 複数のサービス事業を行う多機能型事業所があるため、事業所数は延べ数

イ 千葉県障害者就労事業振興センター

就労継続支援B型事業所等のネットワーク化を進め、共同受注や販売拡大、職員の研修、相談等の事業を行い、就労支援事業所等の活性化を図り、障害者の自立に向けた支援を行っている。

ウ 知的障害者の職親への委託

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高める。（表17）

表17 職親委託事業の現況（平成30年3月1日現在）

登録職親数	知的障害者が委託されている職親数	摘 要
108名	44名	委託料月額30,000円程度

※ 委託料は市町村により異なる（千葉市、船橋市及び柏市を除く）

エ 工賃向上計画支援等事業

工賃（賃金）向上による福祉的就労の充実に図るため、平成30年6月に「千葉県工賃（賃金）向上計画」を策定し、障害ある方の自立と、事業所経営の安定化、職員の意欲の醸成を図りながら、福祉サービスの質の向上を目指している。

オ 障害者就業・生活支援センター事業

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、就労やそれに伴う生活上の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターに生活支援ワーカーを配置して相談支援を行う。(表18)

表18 障害者就業・生活支援センターの状況 (令和4年3月31日現在)

障害保健福祉圏域別	名 称
千 葉	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター
船 橋	大久保学園 障害者就業・生活支援センター
柏	障害者就業・生活支援センター ビッグ・ハート(柏)
野 田	障害者就業・生活支援センター はーとふる
市 川	障害者就業・生活支援センター いちされん
習志野	障害者就業・生活支援センター あかね園
松 戸	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート(松戸)
印 旛	障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾
香 取	障害者就業・生活支援センター 香取就業センター
海 匝	障害者就業・生活支援センター 東総就業センター
山 武	障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ
長 生	障害者就業・生活支援センター 長生ブリオ
夷 隅	障害者就業・生活支援センター ピア宮敷
安 房	障害者就業・生活支援センター 中里
君 津	障害者就業・生活支援センター エール
市 原	障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター
	計 16圏域 16か所